

2024年2月28日

いくの学園

「大阪市 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(案)」 に対するパブリックコメント

『女性支援法が定義する状況に当てはまる女性であれば年齢、障がいの有無、国籍等を問わず』について、『国籍』の後に、『在留資格』を追加してください。

大阪市の基本計画(案)には、『性自認が女性であるトランスジェンダーの方については、トランスジェンダーであることに起因する人権侵害・差別により直面する困難に配慮し、その状況や相談内容をふまえ、関係機関等とも連携して、可能な支援を検討していきます。』とあります。

「国の基本方針」では、『性自認が女性であるトランスジェンダーの者については、トランスジェンダーであることに起因する人権侵害・差別により直面する困難に配慮し、その状況や相談内容を踏まえ、他の支援対象者にも配慮しつつ、関係機関等とも連携して、可能な支援を検討することが望ましい。』との表現になっています。

この表現は、トランスジェンダーの女性とシスジェンダーの女性とを分けて位置づけ、トランスジェンダーの女性を後まわしにするような印象を与えます。個別の事情に応じて他の支援対象者に配慮しながら支援するのは、性別や性自認と関係ない他の事情でも同じであり、あえて書く必要はない部分なので、大阪市の基本計画が国の基本方針よりも、より人権意識を持った表現になっていることは、高く評価できると考えています。

『計画の期間』の『令和6年度から令和12年度までの7年間』について、新法の実施にあたって、柔軟な変更が求められる最初の時期に、7年間は長すぎます。「適宜見直し」「随時見直し」を担保する、専門家や市民による点検が可能となる場が明らかにされていません。見直し方法について明らかにしてください。

『基本目標』の『一時保護施設の退所者等支援対象者が、意識が前向きに変化したと感じている。』について、支援対象者が、状況が良くなったと感じて前向きな気持ちになれることは大事ですが、実際に状況が改善されたり、課題が解決されたことの客観的な評価指標を取り入れることを望みます。数値での評価は難しいと思うので、外部アドバイザーによるケース検討や評価を取り入れる等の取り組みを実施してください。

『同伴児童への学習支援や心的外傷へのケア等に関して関係機関等との連絡調整』について、『連絡調整』とありますが、実施主体が不明です。特に一時保護中の児童の学習保証は、児童の教育を受ける権利を実現する上で重要なので、委託するとしても、大阪府が実施主体となることを望みます。『同伴児童への学習支援や心的外傷へのケア等の実施』としてください。

大阪府の基本計画(案)は、非常に真摯に検討されており、前段となる『現状と課題』においても重要な課題を取り上げており、『支援の内容』でも加害者プログラムを取りあげる等、先進的な着眼点を持っており、期待しています。

一方、24区に対して女性相談支援員を市に複数名のみ配置する案は、計画実施にあたって計画が理想で終わる懸念を持ちます。DV、虐待については、各区にすでに担当者がありますが、女性支援法は、その狭間で支援対象者として十分にフォローされてこなかった人たちを中心に考えられており、加えて高齢女性や障がいのある女性も含めて多様な人を想定しています。

女性相談支援員に求められる機能を考えると、大阪府の配置人数の案は、新法に対して非常に消極的な姿勢である印象を持ちます。配置人数の見直しを求めます。施行時点で増員が難しい場合は、何を根拠に増員するのかを明らかにしてください。